平成２２年（フ）第４７３号
埼玉県川口市大字安行北谷576番地　コーポ北谷302号
債務者　深澤　仁美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
埼玉県和光市白子３丁目19番７―7005号　クレール和光、旧住所埼玉県川越市大字藤間914番地10
債務者　秋山　幸枝（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４８号
埼玉県蕨市錦町５丁目３番19号　スカイハイツ藍205号
債務者　入本　浩志
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２号
岡山県総社市久代4245番地４
債務者　福田　光宏
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
山口県宇部市床波３丁目４番２―２号、前住所山口県宇部市東梶返２丁目10番16―102号
債務者　安永　智彦
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０１号
山口県宇部市東藤曲２丁目７番18―10号
債務者　豊廣　初江
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０３号
山口県宇部市大字船木2208番地１
債務者　東田　晃子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３６７０号
大阪市鶴見区諸口２丁目９番２―511号
債務者　西原　秀夫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５号
愛知県豊田市連谷町前田13番地
債務者　横山　芳男
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
愛知県安城市福釜町砂渡39番地　砂渡住宅Ａ
債務者　宮瀬ケイコこと　ミヤセ　ケイコ
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１５号
愛知県岡崎市中島町字瓢箪31番地５
債務者　中村　啓則
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２３２号
岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1173番地１コーポラスハナミズキ101号
破産者　山中　　浩
1　主文　当裁判所が平成22年５月７日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者住所につき「岐阜県関市肥田瀬1231番地２　コテージ司２号棟」とあるのを「岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1173番地１　コーポラスハナミズキ101号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年５月28日
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１１３号
佐賀県武雄市橘町大字芦原4875番地
破産者　永尾清五郎
1　決定年月日　平成22年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第４７号
北海道釧路市大楽毛１丁目７番13号、住民票上の住所北海道根室市昭和町４丁目310番地３
破産者　木原源一郎
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第５５３号
宮城県東松島市浜市字城内39番地16、住民票上の住所仙台市宮城野区新田２丁目18番45号ＡＲＫ・ＯＮＥ―103
破産者　轟木　実嘉
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
神奈川県横須賀市平作３丁目１番10号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市逸見が丘２番11号
破産者　葛西　静江
1　決定年月日　平成22年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部